

医療安全管理指針

1. 医療安全管理のための基本的な考え方

安全な医療の提供は医療の基本となるものであり、当院および職員個人が医療安全の必要性・重要性を病院および個々の課題と認識し、医療安全管理体制を構築し、組織横断的な活動に取り組みます。

2. 医療安全管理のための体制

医療安全に関する全般的な事柄の情報共有および審議する委員会として医療安全対策委員会を設置しています。また、診療部門・看護部門・診療協力部門・事務部門から構成される医療安全対策部門を設置し医療安全活動を実施します。

3. 医療安全管理者の配置

医療安全対策部門には、医療安全に係る研修を受けた専任の看護師等を「医療安全管理者」として配置し、医療安全管理者の業務指針を定めるなど医療安全の確保に努めています。また、医薬品及び医療機器、医療放射線の安全使用のため、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者、医療放射線安全管理責任者を配置しています。

4. 医療安全管理のための職員研修

医療安全管理の推進のため、全職員対象に医療安全管理に関する研修を年 2 回以上行います。

5. 医療安全の確保を目的とした改善方策

医療現場での「ヒヤリ、ハット」事例や医療事故の情報を収集し、原因の分析並びに改善策等の検討を行い、事故発生の未然防止と再発予防に努めます。

6. 医療事故発生時の対応

医療事故発生時には、患者の生命及び健康と安全を最優先に考えて行動します。医療安全対策部門で事故の内容等を調査し、その報告を踏まえて患者・家族への説明等に誠意を持って対応します。

7. 医療安全管理指針の情報共有（閲覧）について

この指針は、患者及び家族等が容易に閲覧できるように配慮し、積極的な閲覧の推進に努めます。

8. 患者相談窓口の設置

医療安全・福祉相談および苦情等の様々な相談に対する窓口（患者支援室）を院内に設置し、相談及び支援を迅速に対応します。相談により患者・家族等に不利益が生じないよう配慮します。